



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）・3件（水産課）…………… 1

告 示

沖縄県告示第456号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり真稲土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

令和2年11月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

氏名	住所
宮平正三	名護市字真喜屋493番地3
島袋栄庄	名護市字稲嶺240番地3
親川清松	名護市大西五丁目13番24号
大山功	名護市字稲嶺984番地8
島袋哲夫	名護市字真喜屋208番地
喜納健治	名護市字真喜屋327番地1
喜納啓	名護市字稲嶺7番地

沖縄県告示第457号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成28年沖縄県告示第576号で同意の認定をした伊江加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和2年11月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第458号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成28年沖縄県告示第577号で同意の認定をした石垣加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和2年11月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖繩県告示第459号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成28年沖繩県告示第578号で同意の認定をした与那国加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和2年11月13日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

<p>発行所 沖 繩 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 沖繩県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖繩県庁地下1階</p>
--	--